

令和 8 年度府中市集団指導資料

小規模多機能型・看護小規模多機能型居宅介護編

（地域福祉推進課）

【目次】

運営指導における指摘事例について

- （１）計画作成時の対応
- （２）従業者の員数
- （３）運営推進会議の記録

運営指導における指摘事例について

～多く見られる指摘事例とチェックポイント～

（１）計画作成時の対応

【指摘基準】

居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。また、居宅サービス計画は利用者に交付すること。

【具体的な指摘事例】

- ①文書により同意を得ていなかった。
- ②居宅サービス計画を利用者に交付していなかった。

【チェックポイント】

- ①居宅サービス計画を作成した際には、その内容について利用者に説明を行い、文書による同意を得ているか。（なお、計画は第1表から第3表までと、第6表及び第7表に相当するものすべてが該当。）
- ②居宅サービス計画を作成後は、利用者及び担当者へ交付しているか。
- ③居宅サービス計画は、その完結の日から、2年間保存しているか。
- ④居宅サービス計画作成後も、変更のたびに基準にある具体的取り組み方針に沿った居宅サービス計画作成のための一連の業務を行っているか。

(2) 従業員の員数

【指摘基準】

指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者は、宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上配置すること。

【具体的な指摘事例】

- ①宿直職員の配置について、勤務表に定められておらず、適正に配置されているかが明確になっていなかった。
- ②夜間勤務職員と、宿直職員が同一であった。

【チェックポイント】

- ①夜間及び深夜の勤務に当たる者を1以上、及び宿直の勤務に当たる者を宿直勤務に必要な数以上配置しているか。（そのことが勤務表等で確認できるようになっているか）
- ②宿泊サービスの利用者がなく、宿直及び夜勤者を置かない場合については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に訪問サービスを提供するための連絡体制を整備しているか。
- ③宿直職員について、事業所内での宿直を行わない場合においては、訪問サービスに対応するために、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているか。

(3) 運営推進会議の記録

【指摘基準】

運営推進会議の記録を作成し、公表すること。

【具体的な指摘事例】

- ①運営推進会議の記録を作成していなかった。
- ②運営推進会議の記録を公表していなかった。

【チェックポイント】

- ①運営推進会議をおおむね2か月に1回開催すること。
- ②運営推進会議は、利用者・利用者の家族・地域住民の代表者・市職員又は地域包括支援センター職員・知見を有する者等により構成すること。
- ③運営推進会議では、各サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望・助言等を聴く機会を設けること。
- ④運営推進会議で行った報告や、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表すること。
- ⑤当該記録は、2年間保存すること。